最終更新日：2018年6月22日

株式会社カイノス
代表取締役社長　上地　史朗
問合せ先：03-3816-4123
証券コード：4556
http://www.kainos.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、従来から取締役及び監査役を社外から登用し、的確な経営の意思決定を図ることを目指して取締役会の改革を行っております。また、社外監査役の意見を積極的に取り入れ、的確で迅速な意思決定とコンプライアンスの改善を図る目的で業務監査権限を有する監査役が取締役の業務執行を管理監督することにより、適正な業務執行を実行するために監査役制度を採用しております。

取締役の報酬額につきましては、その総額が株主総会により決議され、個々については取締役報酬に関する内規と経営成績に基づいて決定され、取締役会において決議されております。加えて当社は、社外取締役を除く取締役について平成２８年６月１６日開催の第４１回定時株主総会において、株式報酬制度として「株式給付信託（BBT）」を導入することを決議しました。また、監査役の報酬額につきましては、その総額が株主総会により決議され、監査役個々の報酬につきましては、監査役の協議によって定められております。

今後のコンプライアンス体制の強化を目的としてコンプライアンスセンターを設置しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、上記の基本的な考え方に基づき、実効的なコーポレートガバナンスを実現するための取組みを継続的に行い、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則をすべて実施していると判断しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日立化成株式会社	490,880	11.01
旭化成ファーマ株式会社	450,000	10.09
杉山晶子	445,000	9.98
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	278,000	6.23
カイノス従業員持株会	210,350	4.71
株式会社みずほ銀行	110,000	2.46
中村利通	109,600	2.45
株式会社りそな銀行	88,000	1.97
武田向生	71,000	1.59
株式会社商工組合中央金庫	50,000	1.12

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	医薬品

直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鴨下　恵一	他の会社の出身者					○						
大坪　一政	他の会社の出身者					○		○				
菊地　謙治	税理士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鴨下　恵一		日本化薬株式会社の診断薬部長です。	体外診断用医薬品についての豊富な事業経験、高い見識をもって、当社の事業の運営に助言してもらうことを期待して選任しています。
大坪　一政		旭化成ファーマ株式会社の診断薬製品部長です。	体外診断用医薬品についての豊富な事業経験、高い見識をもって、当社の事業の運営に助言してもらうことを期待して選任しています。
菊地　謙治	○	当社の独立役員に指定しております。	業務執行を行う経営陣と直接の利害関係はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役であるため、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との間では、年間の監査計画に基づき、監査終了時に監査の内容状況を確認しております。社内に社長直轄のコンプライアンスセンターを設置し、年間の監査計画に基づき内部監査を実施しております。その際に、監査役がオブザーバーとして立会い連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加登信哉	他の会社の出身者							○		○				
松本勇一	他の会社の出身者							○		○				
耕　修二	弁護士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加登信哉		―――	取締役の職務執行を公正な目で監視できる体制を作るためです。
松本勇一		―――	取締役の職務執行を公正な目で監視できる体制を作るためです。
耕　修二	○	当社の独立役員に指定しております。	業務執行を行う経営陣と直接の利害関係はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外監査役であるため、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

経常利益基準によるものであります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

全取締役の報酬額　112,409千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の方針
　当社の役員報酬は、企業価値の増大を図るための優秀な経営者を確保することが出来る内容としております。
a.当社の役員報酬は、固定報酬と業績によって変動する業績連動報酬で構成しております。
b.固定報酬は基本報酬、役付、歴任の要素を組み合わせ、報酬水準を考慮しております。
c.業績連動報酬は、業績及び個人の役割に応じた功績の評価に基づいております。
　これに加え当社は、社外取締役を除く取締役について平成28年6月16日開催の第41回定時株主総会において、株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」を導入することを決議しました。
　本制度は、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクをも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

　社外取締役・社外監査役に対しては、コンプライアンスセンター及び総務部が補佐する体制になっており、取締役会開催については事前に資料の配付を行い、特に重要な案件等については事前に説明を行う体制となっております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

　当社は、財務報告と業務の適正を確保するために、内部統制システムの構築と体制整備に必要な事項を定めております。また、内部統制システムの継続的な見直しによって、その改善を図り、効率的で適法な企業体制を構築しております。
　当社は、従来から取締役及び監査役を社外から登用し、的確な経営の意思決定を図ることを目指して取締役会の改革を行っております。
　また、社外監査役の意見を積極的に取り入れ、的確で迅速な意思決定とコンプライアンスの改善を図る目的で業務監査権限を有する監査役が取締役の業務執行を監査することにより、適正な業務執行を実行するために監査役会制度を採用しております。
　当社の取締役会は8名で構成され、原則として月1回開催しており、重要事項や業績報告及びその対策について付議しております。また、経営会議(常勤取締役5名)は、取締役会において決定した基本方針に基づき、経営に関する重要事項について協議し、業務執行の全般的統制を行い、あわせて社長の経営方針を全うしております。
経営上の意思決定及び業務全般にわたる管理運営のための諸規則に基づいて、4本部・2センター制により事業運営の迅速化と製品の品質と安

全面における事業リスクへの対応及び効率化に取り組んでおります。
　監査役会は、常勤監査役3名、非常勤監査役1名の4名で構成されており、うち3名は社外監査役であります。監査役は、全ての取締役会へ出席し、さらに社内における各種会議にも積極的に参加しており取締役の職務執行を充分に監視することができる体制になっております。
　各本部から独立した組織として、会社の営業活動における行動基準を監督するプロモーションコード委員会、会社全体のIT設備・システムを監督するコンピュータ委員会、顧客満足度の向上を獲得するための製品の品質維持、継続的な改善体制を監督する品質システム委員会、品質に関する顧客からの問い合わせに迅速に対応する品質保証委員会及び各本部の内部監査を行うコンプライアンスセンター（監査室及びコンプライアンス室）などがあり、随時充分な管理を行う体制になっております。
　また、コンプライアンスの目的から弁護士などの専門家のアドバイスを随時受けられる体制になっております。
　当社の内部統制システムといたしましては、財務報告に係る内部統制の評価と監査、法令遵守及び業務改善を含むコンプライアンス体制の強化と改善を目的として、年間の内部統制監査計画に基づきコンプライアンスセンター及び内部統制委員会が、これを実施する体制になっております。
　平成29年度年間監査計画に基づき、監査室によって内部監査を実施いたしました。会社法監査と金融商品取引法監査につきましては、会計監査人である監査法人との間で、監査契約書を締結し、これに基づいて監査報酬を支払っております。
　なお、役員報酬及び監査報酬の内容は以下のとおりであります。

役員報酬等の総額
　取締役　112,409千円
　監査役　　30,979千円
監査報酬の内容
　公認会計士法第2条第1項に規定する業務に係る報酬 18,800千円

会計監査の状況
a. 業務を執行した公認会計士の氏名
　業務執行社員 春日　淳志　（新日本有限責任監査法人）監査年数2年
　業務執行社員 酒井　睦史　（新日本有限責任監査法人）監査年数1年
b. 監査業務に係わる補助者の構成
公認会計士　8名
その他　　10名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　当社は、従来から取締役及び監査役を社外から登用し、的確な経営の意思決定を図ることを目指して取締役会の改革を行っております。
また、社外監査役の意見を積極的に取り入れ、的確で迅速な意思決定とコンプライアンスの改善を図る目的で業務監査権限を有する監査役が取締役の業務執行を管理監督することにより、適正な業務執行を実行するために監査役制度を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は原則として6月の第三木曜日を基準として株主総会を開催することとしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、年2回開催しております。平成30年5月に決算、平成29年10月に第2四半期決算の報告会を開催し、会社の業績、財務内容・課題、対策等について代表取締役自身が説明を行いました。	あり
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、基本的に業績の変化・新製品の情報等、各種情報はいちはやく情報開示するとともに、ホームページ等においても情報を提供することを方針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づき、内部統制システムの構築と体制整備に必要な事項を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しております。
また、内部統制システムの継続的な見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を構築しております。

1．取締役･使用人の職務執行が法令･定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンス体制に係る規則を制定し、取締役、従業員（社員･嘱託･パート）が法令･定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範を定めております。
また、その徹底を図るため、社長直轄のコンプライアンスセンターにおいて、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、総務部と連携して従業員教育を行う等、これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告いたしております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、文書管理規則に従い取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存しております。
取締役及び監査役は文書管理規則により、常時これら文書等を閲覧することができ、文書管理規則の改訂をする場合には、経営会議の承認を得るものといたしております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティー等に係るリスクについては、それぞれの担当部門において、規則･ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成･配布等を行っております。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、コンプライアンスセンターが行い、リスク管理の状況を定期的に取締役会に報告いたしております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
取締役会の機能をより強化して経営効率を向上させるため、常勤取締役が出席する経営会議を毎月1回開催して、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期計画及び各年度の事業計画を立案し、全社的な目標を設定しており、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案･実行しております。

5．当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には、親会社及び子会社は存在しません。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととして、補助者の人事、補助者に対する指示の実効性確保措置等は、監査役会の承認を得ることとなっております。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は業務執行取締役及び重要な使用人と、それぞれ定期的なヒヤリングを実施しております。また、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部長会や製品開発会議などの重要会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務に関する契約書、重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとしております。

8．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告をした役職員に対し、当該報告をなしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内において周知することとしております。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認めた場合を除き、当該費用又は債務を処理することとしております。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を持っております。
監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査の報告を求めることとしております。

11．企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針
当社は、患者様、国民の生命･健康に関わる生命関連企業として、（一社）日本臨床検査薬協会が定めた「体外診断用医薬品の企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」の趣旨に賛同し、当社が行うあらゆる活動の透明性をこれまで以上に高め、社会からの更なる高い信頼性を得られることを目指し、「企業活動と医療機関等との関係の透明性に関する指針」を定め、当社における行動指針としております。

12．国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に対する基本方針
国内外の公務員（みなし公務員を含む）に対しては、法令遵守を徹底するのみならず、健全で透明な関係を保ち、十分な節度を保つため、疑惑を招く、贈賄又はそれに類する不当な利益の申出･約束･供与等を行わないこととしております。

13．反社会的勢力に対する基本方針
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応するために、以下の方針を定めております。
（1）当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断して、不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。
（2）当社は、反社会的勢力を「恐れない」、「金を出さない」、「利用しない」を徹底し一切関係を持ちません。
（3）当社は、反社会的勢力からの不当な要求に対して、社内関係部門との連携･協力体制のもとに警察、弁護士等の専門機関と緊密な連携を図って対応策を実施します。
当社は、「コンプライアンスガイドブック」に反社会的勢力に対する基本方針を定め全部門へ配布し、社内研修を通じて周知、徹底を図っておりま

す。

14. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規則を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図っております。

また、コンプライアンスセンターは、内部監査責任部門として定期的に財務報告に係る内部統制について監査を行い、監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときはその対策を講じております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応するために、以下の方針を定めております。

(1) 当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断して、不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。

(2) 当社は、反社会的勢力を「恐れない」、「金を出さない」、「利用しない」を徹底し一切関係を持ちません。

(3) 当社は、反社会的勢力からの不当な要求に対して、社内関係部門との連携・協力体制のもとに警察、弁護士等の専門機関と緊密な連携を図って対応策を実施します。

当社は、「コンプライアンスガイドブック」に反社会的勢力に対する基本方針を定め全部門へ配布し、社内研修を通じて周知、徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

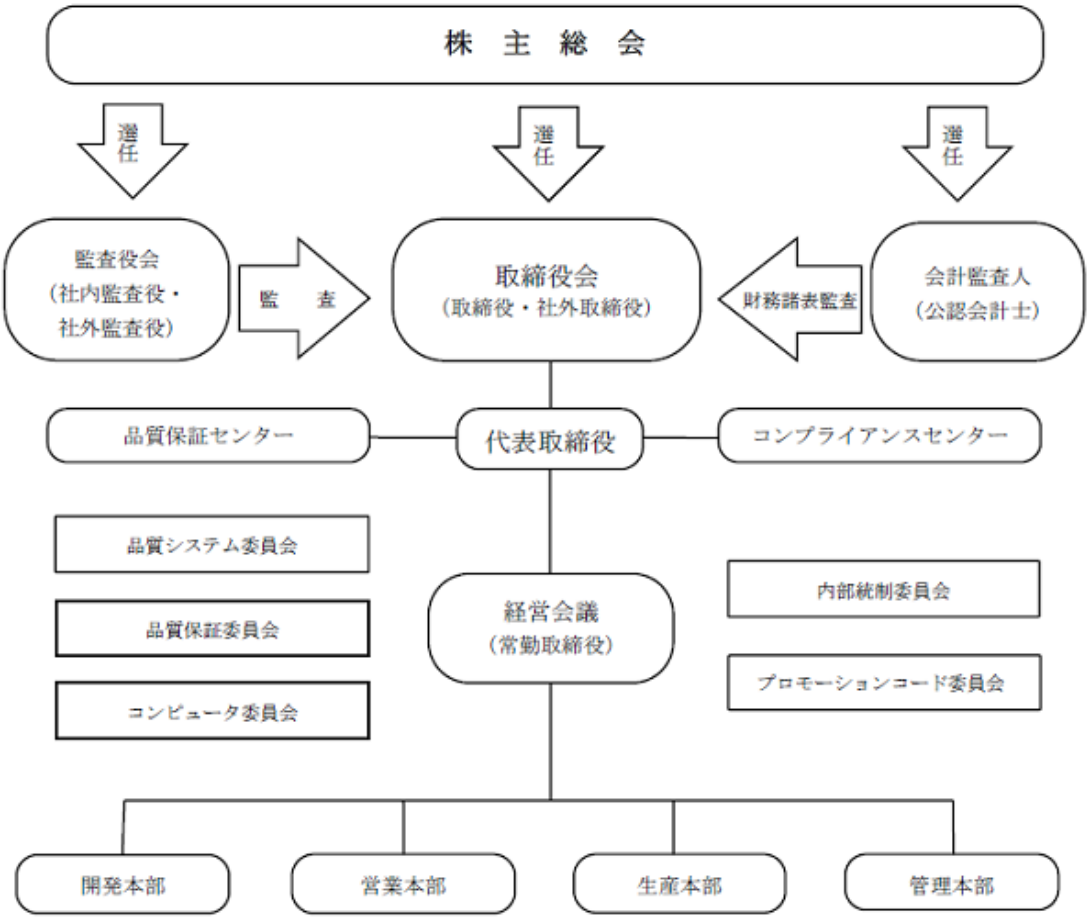

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

記

当社は、会社情報の適切な開示に資する「情報開示方針」を定め、取締役会及び経営会議などで決定した事項や各部署で把握した事項のうち、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報並びに投資判断に影響を与えると思われる情報などについて、適時・適切な開示活動に努めております

当社は社長をはじめとした４本部・２センター制のもと、それらの最高責任者が率先して説明責任を果たしております。開示活動の実施にあたっては管理本部が主管部署となり、関連部署と連携して速やかな開示に努めて降ります。
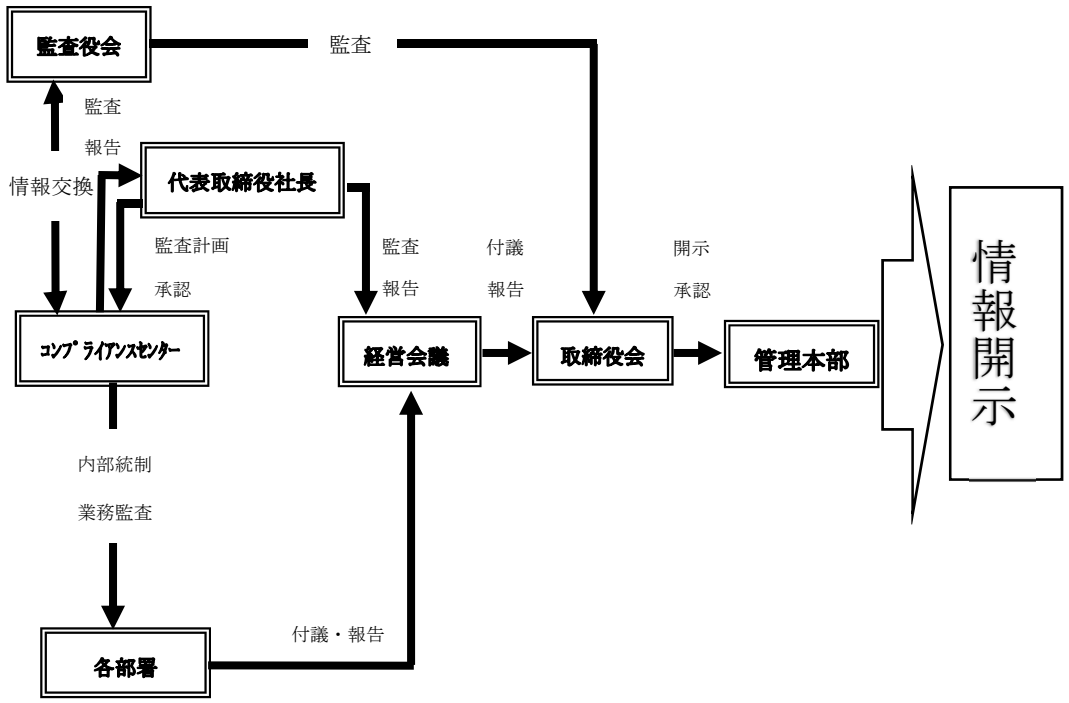
また、各部署の内部統制活動の監視・検証としましては、監査役の会社法上の監査のほか、コンプライアンスセンターが業務活動の効率性・合理性及びコンプライアンス等の適切性の観点から業務執行状況の監査を実施し、経営会議への報告・改善提案を行うことにより、健全な業務執行の維持・向上に努めております。